

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 齊藤 滋宣

市町村名 (市町村コード)	能代市 (05202)
地域名 (地域内農業集落名)	二ツ井・種梅地区 (二ツ井、種上下種寺、梅内前後、田ノ沢、泥ノ木、馬子岱、黒瀬、外面、鎌谷、悪戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・市街地や山間部で耕作放棄地が多く農地の利用は困難となっている。
- ・基盤整備事業を契機に中心となる法人が設立しつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備事業に伴い法人が設立しつつあるため、農地の集積を進めていく。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	426 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	376 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備区域については、中心となる法人等への集積を進める。 ・基盤整備区域外については、来年度以降の課題として協議していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備区域については、事業に伴い中間管理機構を活用できている。 ・基盤整備区域外については、来年度以降の課題として協議していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、二ツ井地区、種・柳田地区でほ場整備事業を行っている。 ・その他地区については、来年度以降の課題として協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・市農業振興課、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保、育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--